

監査委員公表第3号  
令和7(2025)年2月27日

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田茂博

柏崎市監査委員 内山万寿男

柏崎市監査委員 星野正仁

記

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

### 2 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象

次の所管部局、団体及び指定管理施設の令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までに執行した出納その他の事務

##### ア 所管部局

産業振興部 農林水産課

##### イ 団体及び指定管理施設

柏崎市さけ・ます増殖事業協会 柏崎さけのふるさと公園

#### (2) 選定理由

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者(1)イの団体

### 3 監査の目的

公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを目的とする。

#### 4 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

##### (1) 所管部局関係

着眼点	関係法令
<p>(ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。</li> <li>b 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等の徴収又は収納している場合、その委託の手續がされ、告示とともに納入義務者の見やすい方法により公表されているか。また、使用料等が、適切かつ適正に市に納付されているかを確認しているか。</li> <li>c 自主事業の承認は適切か。</li> </ul>	法244の2③④、 令158①②
<p>(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。</li> <li>b 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。 (条例等で義務づけられている場合)</li> <li>c その他指定の手續は条例等に基づき適正に行われているか。</li> <li>d 公募を行わないで指定管理者を選定した場合、その選定理由は適切か。</li> <li>e 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。</li> </ul>	法 244 の 2③④⑤⑥
(ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。	法 232 の 3
<p>(エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。</li> <li>b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。</li> <li>c 区分経理を明記しているか。</li> <li>d 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。</li> <li>e 災害・緊急時の対応は明確になっているか。</li> </ul>	法 244 の 2④
(オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。	法 232 の 5②、 令 161～165 の 2
(カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。	法 234 の 2、 法 244 の 2⑦、 令 167 の 15
(キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。	法 244 の 2⑩⑪
(ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。	法 234 の 2①、 令 167 の 15①

(ヶ) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。	法 244 の 2③
(ｺ) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。 または指定管理者の費用で実施させていないか。	

※地方自治法は「法」、同施行令は「令」とした。以下同じ。

## (2) 指定管理者関係

着眼点	関係法令
(ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。 a 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があつた場合に速やかに措置が講じられているか。	
(イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 a 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。 b 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 c 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。さらに、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。 d 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。 e 事業報告書の提出は期限内になされているか。 f 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等） g 経費節減は図られているか。 h 住民の平等利用は確保されているか。 i 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。 j 災害・緊急時の対応は明確になっているか。 k 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。	法 244③、 法 244 の 2⑦
(ウ) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。	
(エ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。 また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。	
(オ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。 また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。	
(カ) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。	

## **5 実施した手続の内容**

- (1) 基本協定書、年度協定書等の関係書類確認
- (2) 対象所管部局、団体及び指定管理施設より関係諸帳簿を借用し内容を確認
- (3) 対象所管部局、団体及び指定管理施設より直接の聞き取り
- (4) 対象所管部局、団体立ち合いによる対象指定管理施設の現地調査

## **6 監査の期間**

令和6（2024）年11月1日から令和7（2025）年1月30日まで

## **第2 監査の結果**

監査を実施したところ、公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。